

2012年3月12日

mail ニュース

No.8・通巻273

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

都知事宛に春闘要求を提出

自治労連都庁職は3月9日、交渉組織都庁職の東京都に対する春闘要求書提出に際して同席し、「自治労連都庁職2012年国民春闘要求書」を提出しました。

自治労連都庁職は米山書記長が都知事宛「要求書」を手交し、次の通り発言しました。

2012年国民春闘要求 米山書記長・発言骨子

自治労連都庁職の書記長の米山です。自治労連都庁職として2012年春闘要求の要請をさせていただきます。

都庁で働く職員の賃金は、10年以上毎年引き下げられ、生活設計は極めて厳しい状況に置かれて職員のモチベーションは大幅に引き下がる状況となっています。

1997年以来、先進国の中で日本だけが労働者の賃金が引き下げられています。非正規雇用は34%に達し、年収200万以下の労働者は23%・1000万人に達しています。政府・財界は社保庁分限解雇、派遣法改正法規など、労働者に犠牲を強いる方針をとり続ける一方、大企業は、266兆円も内部留保を蓄積し、日本経団連は、今春闘において賃金引き上げを拒否しています。民間賃金の引き下げは、公務員賃金の勧告に反映し、また公務員賃金の引下げが民間の春闘に悪影響を及ぼしています。この間の春闘の結果は、官民の賃金引下げの悪魔のスパイラルと呼ばれる最悪の結果となっています。

今、国会で取り沙汰されている国家公務員の給与の7.8%削減法案が実施されれば影響はより深刻になります。このような賃下げは「国内需要」を減少させて日本経済を悪化させる大きな原因となります。

また、雇用の問題も深刻です。昨年10月の総務省調査によると完全失業率は1.5%で、15歳～24歳で7.8%と高率の状況です。「失業期間が1年以上におよぶ完全失業者数」は122万人でその内25歳～34歳が32万人に達しています。大卒・高卒の就職率も減っており、3月に卒業予定の大卒者内定率は、昨年10月1日現在59.9%と過去2番目の低さとなっています。大企業の内部留保のわずか1%を活用するだけで多くの労働者の雇用が出来ます。今、富が一部に集中するという較差の是正をせまり、「99%の声を聞け」の運動が世界中で巻き起こっています。自治労連都庁職は、大企業が今こそ社会的責任を果たすことが重要と考えています。

自治労連都庁職は、東京の地域で春闘での諸要求実現の取り組みを進めておりますが、東京都が自治労連都庁職の2012年国民春闘要求書にもとづき都庁職員をはじめ、都庁に関連して働く全ての労働者の処遇改善を行うことを要請します。また、臨時・非常勤職員の賃金の引上げについて、東京都常勤雇用職員との「均等待遇」を基本とした大幅な賃上げを行うなどの処遇改善を行うことは自治体としての東京都に課せられた責務であります。

この点を最後に強調させていただき要請を終わります。

<自治労連都庁職2012年国民春闘要求書>

2012年3月9日

東京都知事 石原 慎太郎 様

自治体労働組合総連合東京都庁職員労働組合
執行委員長 森田 稔

自治労連都庁職 2012年国民春闘要求書

貴職におかれましては、東京都政の発展と都民生活の擁護にご尽力されていることに敬意を表します。

自治労連都庁職は、2012春闘を「安心して働き、くらせる職場・地域を」スローガンとして、職場・地域からの闘いを進めています。今国内では、地域経済の疲弊・雇用不安が深刻化し、国民の閉塞感が高まっています。また、大震災からの復興、原発被害補償と原発ゼロめざす運動が全国的に展開され、エネルギー問題を含め将来像についての議論が大いに語られています。

2012春闘は、日本経済を豊かにし、国民生活を高めるためにも、内需拡大社会への転換と消費税増税を許さない闘いが求められています。今、非正規雇用は34%に達し、年収200万円以下の労働者は23%に達しようとしています。一方で、大企業は266兆円も内部留保を蓄えながら、日本経団連は賃金引き上げを拒否し続けています。今まさに、大企業に「社会的責任を果たさせ、内部留保を労働者に回せ」「働くルールを確立せよ」の運動で大幅賃金引き上げを実現するための春闘です。

野田内閣は、公務員賃金削減について消費税の露払いとして自民・公明両党案にすり寄り「11人事院勧告プラス7.8%削減」を強行しました。野田内閣は、「身を切る」とするならば、政党助成金の廃止をまず行うべきであり、アメリカ・財界の言いなりではなく、法人税の見直しと、米軍への思いやり予算の廃止など自公政権では出来なかった事にメスを入れるべきです。また、TPP参加は、日本経済を根底から破壊するものであり絶対に阻止しなければいけません。そのためにも、職場・地域一体となった、2012国民春闘は重要です。

公務員賃金引下げは民間労働者の賃金にも影響し、悪魔のサイクルと呼ばれる「賃金引下げの悪循環」をもたらし、自治体財政・地域経済をも冷え込ませます。同時に労働基本権が保障されないもとでの人事院・人事委員会勧告にもとづかない公務員労働者に対する賃金の引下げは憲法に違反するものであり絶対に許せません。

今春闘では、このような情勢を踏まえて、賃金引き上げ、雇用確保、労働諸条件の改善をはじめ、都政が「構造改革」路線から転換して都民の暮らしと福祉を充実し、憲法・教育基本法の改悪に反対し、平和と民主主義を擁護することが求められています。

自治労連都庁職は、組合員の生活と権利擁護はもとより、都民生活の向上と地方自治の本旨に基づいた都政運営を強く求めるものです。

貴職におかれまして、地方自治に立脚し、使用者責任を果たす立場から下記の要求に対して誠意ある対応をおこなうよう要請します。

記

I 賃金引き上げ等に関する要求

- 1 都及び都関連職場に働く常勤職員の基本賃金を、誰でも月額25,000円以上引き上げること。

- 2 政府の人事院勧告制度を無視した不当な賃金引下げはおこなわないよう国に求めること。
- 3 業績評価にもとづく昇給・昇任・一時金支給などの人事給与制度を抜本的にあらため、労使協議により公平・厚生・納得性のある制度に改善すること。
- 4 都及び都関連職場で働く非常勤職員の時間給を1,440円以上・日額11,500円以上・月額233,800円以上とすること。時間単価の引き上げ額を100円以上とすること。
- 5 臨時・非常勤職員の賃金については、東京都常勤雇用職員との「均等待遇」を基本として、大幅な引き上げを行うこと。また、経験年齢に応じて賃金を加算する「経験加算制度」を導入すること。
さらに、継続して雇用している非正規職員に常勤雇用職員と同等の一時金・退職金を支給すること。また、通勤費の支給を行うこと。
- 6 一時金は年間6月以上とし、勤勉手当の成績率について廃止すること。
- 7 地域手当は、基本給に繰り入れを行うこと。また、扶養手当・住居手当など諸手当の改善すること。
- 8 労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告を踏みにじる「給与臨時特例法案」の撤回を国に求めること。
- 9 全職員の勤勉手当に能力・業績主義を導入する人事制度は撤回すること。また昇給・昇任制度などに対する、能力・業績主義にもとづく人事給与制度は抜本的に見直し、公平・公正・納得性ある制度に改善すること。

II 東京都が雇用している臨時・非常勤等の非正規職員及び、監理団体、契約業者等に雇用されている労働者の処遇改善に関する要求

- 1 東京都が雇用している臨時・非常勤等の非正規職員の賃金・労働条件などすべての処遇について、東京都常勤雇用職員との「均等待遇」の原則で対応すること。
- 2 臨時・非常勤等の非正規職員の「働き続ける権利」を認め、「更新は4回まで」、「契約期間満了」や「事業の委託・縮小」等を理由とした「雇い止め＝解雇」を行わないこと。
- 3 法に基づき各種社会保険等への加入を促進すること。
- 4 委託業務等公務受託法人・契約業者等が雇用している労働者の賃金・労働条件等に「均等待遇の原則」を実現するために、公契約条例などを制定し、入札制度等の改善を行うと共に、関係法人等に対する指導を強化すること。

III 高年齢労働者、障害をもつ労働者が働き続けられるための要求

- 1 高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、希望する職員は原則として再任用を行うと共に、最低限、雇用と年金の連携を基本に雇用責任を果たすこと。
- 2 障害をもつ労働者の雇用を促進し、労働時間・休暇制度・通院制度・職場環境等を改善し、障害のない労働者と同等に働き続けられる環境づくりに全力をあげること。

IV 労働時間・休暇制度等に対する要求

- 1 すべての労働者の年間総実労働時間を1,800時間以内とすること。
- 2 超過勤務縮減にむけて抜本的な対策を行い、必要な人員を配置すること。
- 3 不払い超勤を無くすこと。そのために厚生労働省の不払い超勤解消にむけた「通達」等を遵守し、必要な予算を措置すること。
- 4 超勤手当の割増率を平日100分の150、休日等100分の200とすること。また、年末年始勤務手当を措置すること。
- 5 恒常的に深夜勤務に従事する労働者の週あたりの労働時間を独自に短縮すること。
- 6 介護休暇・育児時間等、各種休暇制度を職場も本人も安心して行使できるような人員配置を行うこと。

V 職場民主主義・民主的公務員制度等に関する要求

- 1 現在検討がすすめられている「公務員制度改革」については、公務員の諸権利と全体の奉仕者とし

- ての地位を保障し地方自治の充実をはかる立場から、労働協約締結権はもちろんのこと、労働基本権の全面的回復をはかるよう政府に要望すること。また、東京都における労使関係を民主化すること。
- 2 一般職地方公務員の公益法人等への派遣に当たっては、働き続ける権利と労働条件を保障する立場で労使協議を行い、本人同意を尊重すること。
 - 3 健康診断や安全衛生委員会活動、産業医による職場巡回活動等を労働安全衛生活動法に基づき一層より充実すること。
 - 4 労働組合活動を理由とした行政処分を行わないこと。

VI 都民本位の自治体行財政確立に関する要求

- 1 『10年後の東京』実行プログラム2012」にもとづく、都民不在の大規模開発計画を見直し、福祉・教育をはじめとした都民向け施策の拡充に都財政の支出を重点化すること。
- 2 都政における「偽装請負・違法派遣」状態を直ちに解消すること。
- 3 公務の民営化、民間委託、職員の削減を行わないこと。特に、独立法人化やPFIなどによる医療、福祉などの都民サービスを低下させないこと。
- 4 「道州制」「首都圏州」の導入は行わないよう国に求めること。
- 5 格差と貧困が社会問題となる中で、逆進性の強い消費税引き上げに反対し、国と地方の税源配分の見直しを基本とした地方財政確立を国に求めること。
- 6 ゆきとどいた教育を進めるため、早期に全学年において30人学級の実現を行うこと。都立高校改革推進の「新たな実施計画」を見直し、学校を新設すること。特別支援学校（盲・ろう・養護学校）の一方的な再編を行わないこと。
- 7 区市町村への補助金については、住民生活に直結する補助金は維持・拡充し、安易な削減は行わないこと。
- 8 現在、政府がすすめている「子ども子育て新システム」の法案化をやめるよう国に働きかけ、公的保育制度を堅持するために必要な措置を講ずること。

VII 東京の平和と民主主義に関する要求

- 1 世界と日本の平和のために、憲法を守り、第9条を生かすことを都政運営の基本にすること。
- 2 東京の「非核平和都市宣言」を早急に行い、平和教育推進・原水爆禁止世界大会への参加・被爆者援護事業等を積極的に推進すること。
- 3 東京にある米軍基地の再編・強化に反対し、全面撤去を政府に求めること。
- 4 「日の丸・君が代」の教育現場への強制をやめ、不当処分を直ちに撤回すること。また、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書採用をやめること。
- 5 「防災訓練」や「国民保護計画」に基づく「大規模テロ災害対処共同訓練」に米軍や自衛隊の参加は止めさせ、都民主体の「訓練」を実施すること。

以 上